

# 水文・水資源学会表彰規程

平成 5年 8月 4日理事会決定

平成 11年 4月 19日理事会修正

平成 15年 11月 25日理事会修正

平成 16年 8月 19日理事会修正

平成 19年 12月 5日理事会修正

平成 28年 11月 26日理事会修正

平成 29年 12月 19日理事会修正

令和 7年 12月 16日理事会修正

## (総則)

第1条 水文・水資源学会が行う表彰は、この規程に定めるところによる。

## (表彰区分等)

第2条 表彰は、次の区分により、賞状を授与して行う。

1. 功績賞 (Memorious Deed Award)
2. 学術賞 (Science Award)
3. 論文賞 (Excellent Article Award)
4. 論文奨励賞 (Young Author Excellent Article Award)
5. 国際賞 (International Award)
6. 特別功労賞 (Distinguished Contribution Award)
7. 学術出版賞 (Scholarly Publishing Award)

2) 前項の表彰は、「水文・水資源学会賞」と総称し、かつ、副賞を添えて行うことができる。

## (功績賞)

第3条 功績賞は、本会会員であって、水文・水資源学に係わる研究調査、啓発普及若しくは出版活動又は本会の運営に関し、顕著な功績があったと、認められる者に授与する。

## (学術賞)

第4条 学術賞は、本会会員であって、水文・水資源学に関し、画期的な業績によって特に貴重な学術貢献をなしたと認められる者に授与する。

(論文賞)

第5条 論文賞は、本会会員であって、水文・水資源学会誌又は Hydrological Research Letters、あるいは主要な国際雑誌等に発表された水文・水資源学の発展に顕著な貢献をなした論文の著者に授与する。

(論文奨励賞)

第6条 論文奨励賞は、本会会員であって、水文・水資源学会誌又は Hydrological Research Letters、あるいは主要な国際雑誌等に論文を発表し、水文・水資源学の発展に独創的及び将来性をもって寄与したと認められる者に授与する。

2) 前項の受賞対象者は、論文発表時において原則として満35歳以下の者とする。

(国際賞)

第7条 国際賞は、本会会員であって、国際的に水文・水資源学の発展に顕著な功績があつたもの、または、本会と同様の目的を有する国外や国際的な組織あるいはその会員であって、国際的に水文・水資源学の発展に顕著な功績があり、かつ、本会との間に特に有益な交流があつたものに授与する。

(特別功労賞)

第8条 特別功労賞は、本会会員であった物故者で、水文・水資源学に係わる学術研究・調査、啓発普及、出版活動又は本会に関し、顕著な功労があつたと認められるものに授与する。

(学術出版賞)

第9条 本会会員であって、水文・水資源学の発展と社会への普及に大きく貢献した出版書籍の主な著者に授与する。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、原則として、毎年の通常総会において行う。ただし、前条に規定する国際賞は、時宜に適するものと認められる場合においては、その必要を生じたときに授与することができる。

(表彰選考委員会)

第11条 この規定による表彰を実施するために、表彰選考委員会（以下委員会と呼ぶ）を設置する。

2) 当該委員会の委員長の委嘱は、定款細則第5条による。

3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 4) 委員会は第2条第1項の表彰区分毎に主査を置くことができるものとする。
- 5) 委員会の審議は、非公開とする。ただし、受賞候補者の募集に関しては、本会会誌に広告する等により、広く意見を求めるなどを妨げない。

(受賞者の決定)

第12条 理事会は、前条の委員会推薦に基づき、受賞者を決定する。